

保育所の設置認可について

概要	設置者名	(有)くれよんハウスコーポレーション										
	名称	くれよんハウス(認定保育施設として運営中)										
	位置	秋田市保戸野千代田町10-41										
	事業開始予定	平成28年4月1日										
	土地状況	面積	458.49 m ²		所有形態	自己所有一部賃貸	所有者	くれよんハウス高橋由起子				
		建築物状況	建築面積	265.47 m ²		延床面積	371.77 m ²	構造	鉄骨造2階建			
	補助金	補助金	なし		所有形態	自己所有	所有者	高橋 由起子				
		保育時間	標準時間	7:00~18:00				短時間	8:00~16:00			
	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
		6	9	15	15	15	15	75	定員20人以上 (現員はH27.3月現在)			
現員	14	14	14	16	4	8	70					
設備	乳児室	改修予定	1階		49.96 m ²		0・1歳	15人 × 3.30 m ² = 49.50 m ² 以上				
	ほふく室	改修予定	1階									
	小計	計		49.96 m ²		乳児室又はほふく室 49.50 m ² 以上						
	保育室	改修予定	1階		123.90 m ²		2歳以上	60人 × 1.98 m ² = 118.80 m ² 以上				
	遊戯室		階				2歳以上	人 × 1.98 m ² = 0.00 m ² 以上				
	小計	計		123.90 m ²		保育室又は遊戯室 118.80 m ² 以上						
	調理室	改修予定					要	2歳以上児を入所させる場合設置				
	便所	改修予定			大:4、小:4		要					
	医務室	改修予定					要					
	調乳室等	改修予定					要	乳児を入所させる場合に設置				
	沐浴室等	改修予定					要	3歳未満児を入所させる場合に設置				
	2階保育室等に設置を	避難用設備					避難用設備を設けなければならない					
		耐火性					耐火建築物又は準耐火建築物					
		転落事故防止設備					転落防止設備を設置					
	屋外遊戯場	無			m ²		2歳以上	60人 × 3.30 m ² = 198.00 m ² 以上				
場所		代替地対応(10m)				満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊戯場に代えることができる。)						
代替地	保戸野千代田町街区公園(3,000m ²)											
保育用具	有	椅子ブランコ、歩行器、手押車、楽器、積木、絵本ほか				保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						
職員	所長			1人		配置した場合は所長設置加算を措置 人						
	保育士	常勤6人を採用予定		12人		0歳	6人 ÷ 3人 = 2.0人					
						1・2歳	24人 ÷ 6人 = 4.0人					
						3歳	15人 ÷ 20人 = 0.7人					
						4・5歳	30人 ÷ 30人 = 1.0人					
						加配	定員90人以下の場合1人加配 1.0人 標準時間児を受け入れる場合1人加配 1.0人					
					計 10人							
	調理員	常勤1人を採用予定		2人		40人以下:1人、150人以下:2人、151人以上:3人(うち1人非常勤)						
事務職員			0.5人		所長が事務を執る場合は不要							
嘱託医	(小児科)		1人									
	(歯科)		1人									

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	長期契約している
	年間事業費の1/12以上を現金で有している		開設1月前に確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	決算報告書により確認
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	認定保育施設の豊富な 運営実績
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）	適	運営委員会を設置予定
	児童福祉法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>認可に求められる基準を満たしており、保育所として認可したい。 認可申請に伴う面積基準の変更や増築に伴う乳児棟の解体により、0歳児の定員が減少することとなるが、30年にわたる認可外保育施設としての運営実績や、面積基準の変更に伴い保育の質の向上が図られるものである。</p> <p>なお、現在改修工事を予定しており、認可に伴い保育士等の加配も必要となることから、これら諸条件の履行を確認した上で認可証を交付する。</p>		

保育所の設置認可について

概要	設置者名	(有) ナチュラル									
	名称	すくすく保育園 (認定保育施設として運営中)									
	位置	秋田市千秋矢留町2番8号									
	事業開始予定	平成28年4月1日									
	土地状況	面積	530.20 m ²			所有形態	賃貸契約	所有者	(有) 土井商店		
		建物状況	建築面積	435.15 m ²			延床面積	530.15 m ²	構造	RC造3階建、木造平屋建	
	補助金	なし		所有形態		賃貸契約	所有者	土井 純一郎			
		保育時間	標準時間	7:00~18:00					短時間	8:30~16:30	
	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準		
		10	10	15	15	15	15	80	定員20人以上 現員はH27.3月現在		
現員	7	8	7	6	15	14	57				
設備	乳児室	改修予定	1階	36.43 m ²			0・1歳	20人 × 3.30 m ² = 66.00 m ² 以上			
	ほふく室	改修予定	1階	38.09 m ²							
	小計	計		74.52 m ²			乳児室又はほふく室 66.00 m ² 以上				
	保育室	改修予定	1・2階	124.80 m ²			2歳以上	60人 × 1.98 m ² = 118.80 m ² 以上			
	遊戯室	改修予定	1・2階	97.20 m ²			2歳以上	人 × 1.98 m ² = 0.00 m ² 以上			
	小計	計		222.00 m ²			保育室又は遊戯室 118.80 m ² 以上				
	調理室	改修予定				要		2歳以上児を入所させる場合設置			
	便所	改修予定				大: 7, 小: 4		要			
	医務室	改修予定				要					
	調乳室等	改修予定				要		乳児を入所させる場合に設置			
	沐浴室等	改修予定				要		3歳未満児を入所させる場合に設置			
	2階保育室等に設置を	避難用設備	有		避難階段			[要] 避難用設備を設けなければならない			
		耐火性	適					[要] 耐火建築物又は準耐火建築物			
		転落事故防止設備	有					[要] 転落防止設備を設置			
	屋外遊戯場	有	95.00 m ²			2歳以上	60人 × 3.30 m ² = 198.00 m ² 以上				
場所		同一敷地内および代替地 (400m)			満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊戯場に代えることができる。)						
代替地	千秋公園 (163,600m ²)										
保育用具	有	手押し車、楽器、積木、机・椅子、絵本ほか			保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						
職員	所長	1人			配置した場合は所長設置加算を措置 人						
	保育士	常勤6人採用予定	12人	0歳	10人 ÷ 3人 = 3.3人						
				1・2歳	25人 ÷ 6人 = 4.1人						
				3歳	15人 ÷ 20人 = 0.7人						
				4・5歳	30人 ÷ 30人 = 1.0人						
				加配	定員90人以下の場合1人加配 1.0人						
		標準時間児を受け入れる場合1人加配 1.0人									
	計	11人									
調理員	非常勤1人採用予定	2人			40人以下: 1人、150人以下: 2人、151人以上: 3人 (うち1人非常勤)						
事務職員				所長が事務を執る場合は不要							
嘱託医	(小児科)			1人							
	(歯科)			1人							

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	長期契約している
	年間事業費の1/12以上を現金で有している		開設1月前に確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	認定保育施設の豊富な 運営実績
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）	適	運営委員会を設置予定
	児童福祉法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>認可に求められる基準を満たしており、保育所として認可したい。 既存園舎の1フロアに0～5歳児を保育していたが、認可を機に未満児専用の園舎を増築し、調理室を更新、同一敷地内に一部園庭も設けるなど、これまでの実績に加え保育環境の改善が見込まれる。 なお、現在増築工事を施工中であり、認可に伴い加配も必要となることから、これら諸条件の履行を確認した上で認可証を交付する。</p>		

小規模保育事業（A型）の認可について

概要	設置者名	高橋 清明										
	名称	さくらんぼ保育園（新設）										
	位置	秋田市外旭川字前谷地53-4										
	事業開始予定	平成27年11月1日										
	土地状況	面積	1,021.46 m ²		所有形態	自己所有		所有者	高橋 清明			
		建築面積	173.47 m ²		延床面積	173.47 m ²		構造	木造平屋建て			
	建物状況	補助金	なし		所有形態	自己所有		所有者	高橋 清明			
		保育時間	標準時間	7:00~18:00			短時間	8:00~16:00				
	連携施設	施設名	土崎幼稚園、カトリックこども園					連携内容	卒園児の受入れ			
	定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準		
定員		6	6	7				19	定員6~19人			
現員		0	0	0				0				
設備	乳児室	新築中		1階	22.68 m ²		0・1歳	12人 × 3.30 m ² = 39.60 m ² 以上				
	ほふく室	新築中		1階	33.21 m ²							
	小計	計		55.89 m ²		乳児室又はほふく室 39.60 m ² 以上						
	保育室	新築中		1階	20.25 m ²		2歳以上	7人 × 1.98 m ² = 13.86 m ² 以上				
	遊戯室			1階			2歳以上	人 × 1.98 m ² = 0.00 m ² 以上				
	小計	計		20.25 m ²		保育室又は遊戯室 13.86 m ² 以上						
	調理室	新築中				要 2歳以上児を入所させる場合設置						
	便所	新築中				大:3, 小:1		要				
	医務室	新築中				要						
	調乳室等	新築中				要 乳児を入所させる場合に設置						
	沐浴室等	新築中				要 3歳未満児を入所させる場合に設置						
	2階保育室設置等を 避難用設備 耐火性 転落事故防止設備					避難用設備を設けなければならない						
						耐火建築物又は準耐火建築物 転落防止設備を設置						
	屋外遊戯場	無		0.00 m ²		2歳以上	7人 × 3.30 m ² = 23.10 m ² 以上					
		場所	代替地対応 (50m)		満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊技場に代えることができる。)							
代替地		前谷地近隣公園 (15,700m ²)										
保育用具	購入予定		室内滑台、ブランコ、歩行器、手押車、楽器、積木、絵本ほか		保育室等には保育に必要な用具を備えつけること							
職員	管理者			1人		配置した場合は管理者設置加算を措置 人						
	保育士	常勤5人採用予定		5人		0歳	6人 ÷ 3人 = 2.0人					
						1・2歳	13人 ÷ 6人 = 2.1人					
						3歳	0人 ÷ 20人 = 0.0人					
						4・5歳	0人 ÷ 30人 = 0.0人					
						加配	加配		1.0人			
	計			5人								
	非常勤保育士	採用予定		1人		標準時間認定を受けた子どもが利用する場合1人必要						
調理員	採用予定		0.5人		非常勤で可							
事務職員			人		管理者が事務を執る場合は不要							
嘱託医	(小児科)		1人									
	(歯科)		1人									

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（国等からの貸与等を受けている）	適	自己所有
	年間事業費の1/12以上を現金で有している		開設1月前に確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	社会福祉法人での勤務実績
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）	適	運営委員会を設置予定
	法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>認可に必要な基準を満たしており、小規模保育事業所として認可したい。 待機児童に比べて施設数が少ない北部地区における新設の事業所であり、嘱託医も至近の医師を確保するなど立地条件も良好である。 なお、現在新築中であり、認可に伴い保育士の加配も必要となることから、これら諸条件の履行を確認した上で認可証を交付する。</p>		

事業所内保育事業（小規模A型）の認可について

概要	設置者名	(株)TEAM CNA LIFE										
	名称	しーな保育園（新設）										
	位置	秋田市八橋南一丁目1-3										
	事業開始予定	平成28年4月1日										
	土地状況	面積	12,023.43 m ²		所有形態	賃貸契約		所有者	秋田県			
		建築面積	168.86 m ²		延床面積	168.86 m ²		構造	RC造4階建			
	建物状況	補助金	なし		所有形態	賃貸契約		所有者	秋田県			
		保育時間	標準時間	7:00~18:00			短時間	8:30~16:30				
	連携施設	施設名	山王幼稚園・さんさん保育園					連携内容	卒園児の受入れ			
	定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準		
うち地域枠		2	2	2				6	地域枠5人以上			
定員		6	6	6				18				
設備	乳児室	改修予定	1	階	21.67 m ²		0・1歳	12人 × 3.30 m ² = 39.60 m ² 以上				
	ほふく室	改修予定	1	階	21.24 m ²							
	小計	計		42.91 m ²		乳児室又はほふく室 39.60 m ² 以上						
	保育室	改修予定	1	階	16.05 m ²		2歳以上	6人 × 1.98 m ² = 11.88 m ² 以上				
	遊戯室	改修予定		階			2歳以上	人 × 1.98 m ² = 0.00 m ² 以上				
	小計	計		16.05 m ²		保育室又は遊戯室 11.88 m ² 以上						
	調理室	改修予定						要	2歳以上児を入所させる場合設置			
	便所	改修予定						大:3, 小:2	要			
	医務室	改修予定						要				
	調乳室等	改修予定						要	乳児を入所させる場合に設置			
	沐浴室等	改修予定						要	3歳未満児を入所させる場合に設置			
	2階保育室設置等を 避難用設備 耐火性 転落事故防止設備						避難用設備を設けなければならない					
							耐火建築物又は準耐火建築物					
			無		0.00 m ²		2歳以上	6人 × 3.30 m ² = 19.80 m ² 以上				
	屋外遊戯場	場所	代替地対応(300m)					満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊戯場に代えることができる。)				
代替地		八橋運動公園(213,700m ²)										
保育用具	購入予定	室内滑り台、歩行器、手押し車、椅子・机、絵本					保育室等には保育に必要な用具を備えつけること					
職員	管理者	採用予定 1人					配置した場合は管理者設置加算を措置 人					
	保育士	採用予定 5人					0歳	6人 ÷ 3人 = 2.0人				
							1・2歳	12人 ÷ 6人 = 2.0人				
							3歳	0人 ÷ 20人 = 0.0人				
							4・5歳	0人 ÷ 30人 = 0.0人				
							加配	加配 1.0人				
	計					5人						
	非常勤保育士	採用予定 2人					標準時間認定を受けた子どもが利用する場合1人必要					
	調理員	採用予定 2人					非常勤で可					
事務職員	採用予定 人					管理者が事務を執る場合は不要						
嘱託医	(小児科) 予定 1人											
	(歯科) 予定 1人											

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（国等からの貸与等を受けている）	適	県との賃貸契約
	年間事業費の1/12以上を現金で有している		開設1月前に確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	決算報告書により確認
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	放送事業という公益性の高い事業に従事
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）	適	運営委員会を設置予定
	法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>認可に必要な基準を満たしており、事業所内保育事業所として認可したい。 周辺企業との協定に基づき、他社の従業員の子どもも受け入れるとともに、地域枠も確保して地域貢献を図ろうとしており、立地条件も良く高い需要が見込めそうである。 なお、現在改修工事を施工中であり、認可に伴い保育士等の加配も必要となることから、これら諸条件の履行を確認の上、認可証を交付する。</p>		

事業所内保育事業（保育所型）の認可について

概要	設置者名	(有) 太平プロジェクト										
	名称	きらら保育園かんと通り（認可外保育施設として運営中）										
	位置	秋田市大町二丁目5-1										
	事業開始予定	平成28年4月1日										
	土地状況	面積	8,627.91 m ²		所有形態	自己所有	所有者	(有) 太平プロジェクト				
		建築面積	193.40 m ²		延床面積	193.40 m ²	構造	SRC造9階建				
	建物状況	補助金	なし		所有形態	自己所有	所有者	(有) 太平プロジェクト				
		保育時間	標準時間	7:00~18:00			短時間	8:00~16:00				
	連携施設	施設名	南通りすこやか保育園ほか					連携内容	卒園児の受入れ			
	定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準		
うち地域枠		6	8	7				21	地域枠10人以上			
定員		12	12	12				36				
設備	乳児室	改修予定	1	階	40.70 m ²		0・1歳	24人 × 3.30 m ² = 79.20 m ² 以上				
	ほふく室	改修予定	1	階	40.63 m ²							
	小計	計			81.33 m ²			乳児室又はほふく室 79.20 m ² 以上				
	保育室	改修予定	1	階	34.96 m ²		2歳以上	12人 × 1.98 m ² = 23.76 m ² 以上				
	遊戯室			階			2歳以上	人 × 1.98 m ² = 0.00 m ² 以上				
	小計	計			34.96 m ²			保育室又は遊戯室 23.76 m ² 以上				
	調理室	改修予定			社内の厨房を活用		要	2歳以上児を入所させる場合設置				
	便所	改修予定			大: 4, 小: 2		要					
	医務室	改修予定					要					
	調乳室等	改修予定					要	乳児を入所させる場合に設置				
	沐浴室等	改修予定					要	3歳未満児を入所させる場合に設置				
	2階保育室等に避難用設備を設置を	避難用設備						避難用設備を設けなければならない				
		耐火性転落事故防止設備						耐火建築物又は準耐火建築物 転落防止設備を設置				
	屋外遊戯場		無			0.00 m ²		2歳以上	12人 × 3.30 m ² = 39.60 m ² 以上			
場所		代替地対応(350m)						満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊戯場に代えることができる。)				
代替地		大町三丁目街区公園(500m ²)										
保育用具	有	室内滑り台、楽器、積木、机・椅子、絵本				保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						
職員	管理者			1人		配置した場合は管理者設置加算を措置 人						
	保育士			10人		0歳	12人 ÷ 3人 =		4.0人			
				10人		1・2歳	24人 ÷ 6人 =		4.0人			
				10人		3歳	0人 ÷ 20人 =		0.0人			
				10人		4・5歳	0人 ÷ 30人 =		0.0人			
				10人		加配	加配		1.0人			
			10人		計			9人				
	非常勤保育士			3人		標準時間認定を受けた子どもが利用する場合1人必要						
調理員			0人		非常勤で可							
事務職員			1人		管理者が事務を執る場合は不要							
嘱託医	(小児科)		1人									
	(歯科)		1人									

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（国等からの貸与等を受けている）	適	自己所有
	年間事業費の1/12以上を現金で有している		開設1月前に確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	決算報告書により確認
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	認可外保育施設等福祉施設の運営実績
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）	適	運営委員会を設置予定
	法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	認可に必要な基準を満たしており、事業所内保育事業所として認可したい。 認可外保育施設として5年の運営実績も有し、立地条件も良好である。 なお、今後改修工事を行う予定であることから、竣工を確認の上認可証を交付する。		